

## 別紙2

### 敷地測量業務特記仕様書

#### 1 業務の目的

本業務は、大泉町庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託（以下「本業務」という。）に必要な測量を実施すること等を目的とする。

#### 2 業務の実施

- (1) 業務の内容は用地測量（真北、磁北測定含む）とする。
- (2) 受託者は下記の書類を提出し、監督員の承諾を得て測量作業に着手（打合せ又は現地調査）しなければならない。
  - ① 業務実施計画書
  - ② 業務工程表
  - ③ 管理技術者届
  - ④ その他、業務の履行に関し必要と認められる書類
- (3) 測量・設計・調査作業を適性かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は常に密接な連絡をとり、作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が記録し相互に確認する。
- (4) 受託者は、貸与品及び支給品について、その受払状況の管理を明らかにしておかなければならない。
- (5) 受託者は、作業の実施に当っては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 「群馬県測量・調査・設計業務必携」を遵守すること。
- (8) 群馬県県土整備部用「測量作業標準仕様書」を準用すること。
- (9) 本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託者の協議により定めるものとする。

#### 3 成果品

受託者は、測量作業が完了したときは、下記に示す成果品を作業実施報告書とともに正・副2部提出し検査を受けるものとする。

- (1) 横断図
- (2) 公図等転写図
- (3) 土地調査表、権利者調査表
- (4) 立会人名簿、立会依頼通知書
- (5) 土地境界立会確認書
- (6) 公共用地境界確定協議依頼等、公共用地境界確定書

- (7) 基準点成果表等
- (8) 杭設置箇所表示図
- (9) 用地実測図原図 (1/250)、用地平面図 (1/250)
- (10) 面積計算書
- (11) 土地調書
- (12) 登記用書類 地積測量図 土地地形図 土地現地調査報告書
- (13) 真北及び磁北測定結果
- (14) 既存建物の外構工作物 (平面形状)
- (15) 既存樹木の位置、幹径、高さ
- (16) その他資料
- (17) 設計図書に関する電子データのない事項及び疑義が生じた場合については、監督員と協議を行うものとする。